

役員退職金規程

〔制定〕 昭和48年9月1日 〔改正〕 平成15年2月1日
〔改正〕 昭和54年4月1日 平成19年4月1日
昭和58年4月1日 平成20年12月23日
昭和61年4月1日 令和2年4月1日

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人明治東洋医学院（以下「法人」という。）の寄附行為第41条の規定に基づき、役員退職金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(役 員)

第2条 この規程における役員とは、法人『寄附行為』第6条に定める理事及び監事をいう。

(退職金)

第3条 退職金は、役員が退任したときに支給する。ただし、不正その他自己の責に帰すべき事由により退任する場合は、この限りでない。

2 退職金の支給基準は、在任期間1年につき次のとおりとし、理事会において決定する。

- (1) 理事長 40万～50万円
- (2) 常務理事 20万～30万円
- (3) 理事及び監事 10万～20万円

3 退職金は、役員を重任した場合は、これを通算して支給する。

4 在任期間が1年に満たない端数は月割とする。ただし、1月未満は1月に切り上げる。

5 この規程により、計算金額に1万円未満の端数が生じたときは、これを1万円に切り上げる。

6 役員のうち、常時勤務する職員に対しては、この規程及び『職員退職金規程』を併せて適用する。

(功労金)

第4条 役員のうち在任中特に功労のあった者に対しては、理事会の議決により功労金を支給することができる。

(公 表)

第5条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。